

1 計画の背景と目的

(1) 背景と目的

- 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の改正
- 単身高齢者世帯、空き家率の増加 等

(2) 計画の位置づけ

- 法第5条第1項に規定された「都道府県賃貸住宅供給促進計画」
- 法第6条第1項に規定された「市町村賃貸住宅供給促進計画」策定の参考

(3) 計画期間

- 2019年度から2025年度

(4) 県及び市町村の役割

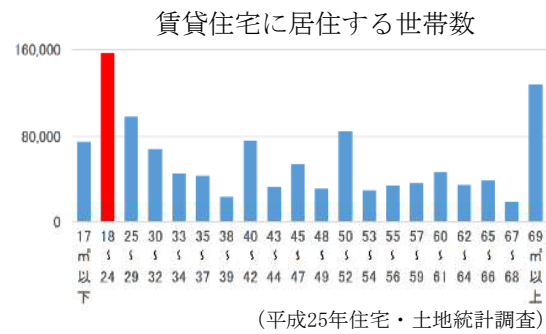
- 県は関係主体と連携し制度の普及・促進
- 市町村は空き家対策の一環として主体的に登録制度等を活用

2 住宅確保要配慮者の現状と変化

(1) 愛知県の人口・世帯数・住宅ストックの状況

- (2) 低額所得者
- (3) 高齢者
- (4) 障害者
- (5) 子育て世帯
- (6) 外国人

- ◆ 県内の空き家(賃貸用等)推計 317,153戸
うち、登録が見込まれる住宅 10,000戸
- ◆ 賃貸住宅では、18㎡～24㎡までの居住世帯が最も多い



3 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

(1) 住宅確保要配慮者の範囲

国の基本方針で例示

- 海外からの引揚者
- 新婚世帯
- 原子爆弾被爆者
- 戦傷病者
- 児童養護施設退所者
- LGBT
- UIターンによる転入者
- 住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者

本県独自

- 失業者
- 一人親世帯
- 低額所得者の親族と生計を一にする学生

(2) 賃貸住宅の供給の目標

1) 公的賃貸住宅の供給の目標

公的賃貸住宅の供給主体と連携し公平かつ的確に供給

2) 登録住宅の供給の目標

- 10,000戸 (2025年度末まで)

4 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進施策

(1) 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進

1) 公営住宅の公平かつ的確な供給

- 民間活力の導入を含めた計画的な公営住宅の建替や改善の推進
- 公営住宅の管理の適正化の推進
- 公営住宅団地の周辺地域を含めた居住環境の整備等の推進

2) 高齢者向け住宅等の供給の促進

- 新規供給の推進
 - 「愛知県高齢者居住安定確保計画」に基づくサービス付き高齢者向け住宅等の供給等の促進
- 既存ストックの有効活用

3) その他公的賃貸住宅の各事業主体との連携

- 各事業主体との情報共有の推進

(2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進

1) 登録住宅の登録基準の緩和

床面積 18㎡以上 (既存住宅でバリアフリーに配慮したものに限り)

2) 登録住宅・登録事業者の確保

- 登録住宅の確保の取組み
 - 市町村や居住支援団体、不動産関係団体等の研修会等を通じた賃貸住宅の賃貸人に対する登録制度等の周知及び情報提供
- 登録事業者の指導・監督の取組み

3) 居住支援の取組み

- 居住支援協議会の設立、参画及び活動等
 - 比較的規模の大きな市に対する居住支援協議会設立の働きかけ及び必要な情報提供等の実施
- 居住支援法人の指定及び指導監督等
- その他居住支援に資する取組み

4) その他の支援

(3) 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化

1) 賃貸住宅や登録住宅の管理の適正化のために講ずる施策

- 民間賃貸住宅の賃貸人による入居管理の適正化を図るため、居住支援団体等と連携した講習会等の実施。

2) 賃貸人の啓発のために講ずる施策